

意見公募要領

1 意見公募対象

放送法施行規則第八十六条の二第一項に規定する基幹放送設備等整備計画及び同規則第一百一条の二第一項に規定する基幹放送局設備整備計画に関する総務大臣の確認の対象となる設備及び確認申請書類の様式を定める件の一部を改正する告示案

2 意見公募の趣旨・目的・背景

東日本大震災において、放送メディアの有用性が改めて認識される一方、送信所の災害対策の必要性が明らかになり、基幹放送事業者等はその対策を進めているところ、国としてこうした取組を後押しするために、総務省は災害放送の確実な実施に資する基幹放送設備等の整備計画を確認する制度を設け、関係する規定の整備等を平成 26 年度に行いました。

今回、当該制度の確認の対象となる設備及び設備の整備計画の終了時期を変更するため、関係する告示の改正を行うものです。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄に掲載するほか、総務省情報流通行政局地上放送課において閲覧に供するとともに、配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（３）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」 (<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： chi-jo_zei_atmark_soumu.go.jp
総務省情報流通行政局地上放送課 宛て

※ スпамメール防止のため「@」を「_atmark_」としております。送信の際には

恐れ入りますが、「@」に変更の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※ 意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくをお願いいたします。

※ メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

※ 電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
総務省情報流通行政局地上放送課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

※ ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R又はDVD-RW

※ ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問合わせください。)

※ ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめご了承ください。

5 意見提出期限

平成30年2月21日(水)(必着)
(郵送による提出の場合も期限内必着とします。)

6 留意事項

- ・ 意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・ 提出された意見は、電子政府の総合窓口(e-Gov)及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省情報流通行政局地上放送課にて閲覧に供するとともに、配布します。
- ・ ご記入いただいた氏名(法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ なお、提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください(連絡担当者の氏名は公表しません。)
- ・ 意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 意見提出期間の終了後に提出された意見、意見公募対象である改正案等以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめご了承ください。

承ください。

- ・ 提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を総務省情報流通行政局地上放送課に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめご了承ください。

7 連絡先窓口

総務省情報流通行政局地上放送課

担 当：岩坪、中村、富澤

電 話：03-5253-5949

電子メールアドレス：chi jo_zei_atmark_soumu. go. jp

※ 迷惑メール防止のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を「@」に変更してください。

意見書

平成 年 月 日

総務省情報流通行政局
地上放送課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「放送法施行規則第八十六条の二第一項に規定する基幹放送設備等整備計画及び同規則第一百一条の二第一項に規定する基幹放送局設備整備計画に関する総務大臣の確認の対象となる設備及び確認申請書類の様式を定める件の一部を改正する告示案に係る意見募集」に関し、別添のとおり、意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

(別添様式)

該当箇所	御意見